

「消費料金に関する訴訟最終告知」のハガキが届いたら要注意!

11月～12月にかけて、「法務省管轄支局 民事訴訟告知センター」等を名乗る機関から、身に覚えのないハガキが届いたという相談が全国的に急増しています。市内においては、11月下旬～12月中旬に約20件の相談が女性から多く寄せられています。これから年末年始にかけて、同様のハガキが送られてくる可能性がありますのでご注意ください。

事例

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。「利用料金の未払いがあり、民事訴訟として訴状が提出された。裁判取り下げ期日までに連絡をしないと、給与・不動産が差し押さえする」との内容である。身に覚えがないがどうしたらよいか。

(市内60代女性)

送付されている
ハガキ(見本)

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)2※ 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承認していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月21日
法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6700-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

アドバイス

- ハガキの差出人は「法務省管轄支局 民事訴訟告知センター」ですが、実在する機関ではありません。これは、ハガキによる架空請求ですのでご注意ください。
- ハガキには、「消費料金が未納になっている」「民事訴訟による訴状が提出された」「給与・動産・不動産を差し押さえる」などと書かれており、受け取った消費者を不安にさせ、訴訟の取り下げについて連絡させるのが目的です。
- このようなハガキが届いたときは、記載の電話番号には連絡せず「無視」をしましょう。電話をすると、相手に自分の電話番号が知られてしまい、お金を請求されます。
- 心配なときは、消費生活センター、名寄警察署 ☎2-0110(24時間対応)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

TEL・FAX/01654-2-3575

◆相談時間9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始の休み 12/30～1/8

